

大和市告示第130号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月13日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条第3号中「賃借料」の次に「（当該年度中の賃借期間に係る賃借料に限る。ただし、改修工事を行う場合の賃借期間は、その着工日の属する月の翌月（当該着工日が月の初日である場合は、当該月）から起算する。）」を加える。

第5条第1項中「又は平成28年3月31日のいずれか早い方の日までに」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。